

第 46 回接続委員会 議事概要

日時 平成31年1月22日(火) 9:00～9:35
場所 総務省 8階 第4特別会議室
参加者 接続委員会 相田主査、関口主査代理、内田委員、佐藤委員、
高橋委員
総務省 秋本電気通信事業部長、山崎事業政策課長、
大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐、小澤料金サービス課課長
補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>① <u>電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）の内容に沿って、電気通信事業部会に報告することとなった。 <p>② <u>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について（平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方を踏まえた制度整備等）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）の内容に沿って、電気通信事業部会に報告することとなった。 |
|---|

【主な発言等】

- ① 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）
- 高橋委員
網機能提供計画の届出期限を「200日前」から「90日前」に短縮しているとのことだが、それぞれの数字の根拠を教えてください。
 - 事務局
資料1のP.21にあるとおり、「200日前」については、制度創設当時の審議会答申（電気通信審議会「接続の基本的ルール^の在り方について」答申（平成8年12月19日））によると、網機能の詳細仕様が固まる時期などの当時のビジネスの実態を考慮したものとされている。「90日前」については、現在ルータ等の情報開示を義務づけている情報開示告示（平成13年総務省告示第395号）に定められている開示期限が合理的と考えられたので、それを踏襲しようというもの。

○ 相田主査

PSTNの時代には、システムソフトの発注にそれくらい時間がかかっていたということと理解した。

② 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について（平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方を踏まえた制度整備等）

○ 相田主査

資料2のP.25については、本委員会としてはP.1の「諮問された事案」の外だと考えていいか。

○ 事務局

諮問資料P.24に示す「その他」部分については諮問時に含めているが、さらにP.25に示す内容を伴わない形式的修正を追加するため、これについては「諮問された事案」の外としており、当該資料でもそのように表現しているところ。

○ 相田主査

了。

以上